

改正

令和5年3月31日要綱第33号

令和6年9月24日要綱第45号

佐々町成年後見制度利用支援事業実施要綱

佐々町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成26年佐々町要綱第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用を促進し、認知症、知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない者（以下「要支援者」という。）の権利擁護を図ることを目的として、要支援者の成年後見制度の利用を援助するため実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援事業の内容）

第2条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、町長が行う成年後見、保佐又は補助の開始審判の請求（以下「審判請求」という。）
- （2） 前号の規定により町長が審判請求を行う際に予納すべき費用（以下「審判費用」という。）の負担
- （3） 第1号に規定する町長が行う審判請求に基づき選任された成年後見人、保佐人又は補助人及びその監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付
- （4） 町長以外の者が行う審判請求に係る費用及び当該審判請求により選任された成年後見人等の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付

（町長による審判請求の対象者）

第3条 町長は、佐々町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町に住所等を記録されている者又は町外に居住している本町の措置等の被実施者とする。

2 この要綱における「措置等の被実施者」とは、次に定める措置等の実施を受けている者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を適用されている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「生活保護受給者等」という。）

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定に基づく住所地特例適用被保険者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定による介護給付費等の支給を受けている者

(4) 老人福祉法第11条第1項又は第2項の規定に基づく措置を受けている者

(5) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定に基づく措置を受けている者

3 前2項の規定にかかわらず、対象者の保護を図る必要があると判断される場合は、関係自治体と協議し、審判請求の対象者とすることができる。

4 町長は、前条第1項の規定により審判請求を行うに当たっては、次に掲げる要件に基づき、総合的に判断するものとする。

(1) 事理を弁識する能力が、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条又は第15条第1項に定める状態にあると認められること。

(2) 介護保険サービスその他町又は関係機関が行う各種施策の活用による要支援者に対する支援のため必要と認められること。

(3) 要支援者の生活状況、健康状態等により、成年後見、保佐又は補助が必要と認められること。

(4) 要支援者に配偶者若しくは2親等内の親族がおらず、若しくは音信不通であり、これらの親族に虐待の事実があり、又はこれらの親族が当該要支援者の支援を拒否している等の事情により、親族による審判請求が行われる見込みがないこと。ただし、要支援者の3親等又は4親等の親族であって、審判請求を行う者の存在が明らかである場合は、この限りでない。

（審判請求の要請）

第4条 次に掲げる者は、要支援者について、町長に審判請求の実施を要請することができる。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）で定める社会福祉事業に従事する職員、福祉事務所の職員

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険サービス事業に従事する職員

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に

定める障害福祉サービス事業に従事する職員

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所の職員

(5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所の職員

(6) 民生委員

(7) その他要支援者の日常生活のために有益な援助をしている者

2 前項により、要請を受けた町長は、本人等へ面談をし、必要に応じて申立てを行うものとする。

（審判請求の手続）

第5条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、要支援者に係る審判請求を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（審判費用の負担）

第6条 町は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、審判費用の全部又は一部を負担する。

（審判費用の求償）

第7条 町長は、審判費用に関し要支援者又は要支援者の関係人が負担すべき特別の事情があると判断した場合、町が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立を家庭裁判所に対し行うものとする。

（審判費用の助成）

第8条 町長は、第3条第4項各号（第4号を除く。）のいずれにも該当する要支援者に係る審判請求を町長以外の者が行う場合において、当該審判請求を行う者（以下「申立人」という。）が次の各号のいずれにも該当し、かつ、他にその費用の負担を求めることができないときは、その申請により、当該審判費用の全部又は一部について助成金（以下「審判費用助成金」という。）を交付することができる。

(1) 本町内に住所を有し住民基本台帳に記録されている者又は町外に居住しているが、本町の措置等の被実施者であるもの。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護受給者等

イ 収入及び資産の状況について、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当し、生活保護受給者に準ずると認められる者

(ア) 成年被後見人等の属する世帯の全員が住民税非課税であること。

(イ) 成年被後見人等の属する世帯の所有する銀行預金その他の資産の合計額から審判請求

費用を差し引いた金額が、次の算式により算出される金額以下であること。300,000円×世帯の構成員数

(ウ) 成年被後見人等の属する世帯の構成員のいずれもが土地又は家屋（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）に基づき保有を認められている宅地及び家屋を除く。）を所有していないこと。

ウ 成年後見開始の審判確定日時点において、生活保護受給者等であった者

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) その者の成年後見人等が、配偶者又は4親等内の親族である場合
 - (2) 成年被後見人等又はその者の成年後見人等が、本町以外の地方公共団体その他団体の実施する制度により成年後見人等の報酬に係る助成を受けることができる場合
 - (3) 他の市町村長が審判請求を行った成年被後見人等である場合
- (審判費用助成金の額)

第9条 審判費用助成金の額は、審判費用の実費相当分とする。ただし、診断書作成手数料については6,000円を、鑑定費用については50,000円を上限とする。

(審判費用助成金の申請)

第10条 審判費用助成金を受けようとする者は、成年後見、保佐又は補助の開始の審判が確定した日から90日以内に、成年後見等開始審判費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 審判所謄本の写し
- (2) 審判が確定したことの分かる書類
- (3) 審判申立てに要した費用が分かる書類（領収書等）
- (4) 申請時における預貯金通帳等の資産を証明する書類（生活保護受給者を除く）

(審判費用助成金の交付決定)

第11条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、成年後見等開始審判費用助成金（支給・不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(後見人等報酬の助成等)

第12条 町長は、成年後見、保佐又は補助の開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が、次の各号のいずれにも該当するときは、成年後見人等の報酬について、当該成年被後

見人等に対し助成金（以下「報酬助成金」という。）を交付することができる。

- （１） 成年後見人等の報酬について、家庭裁判所で当該成年被後見人等の財産の中から付与する審判（以下「報酬付与の審判」という。）を受けていること。
- （２） 生活保護受給者若しくはこれに準ずる程度に困窮している者であつて成年被後見人等の資産（現金、預貯金及び換金が容易な資産）から成年後見人等の報酬（年間所要額）を控除した残資産が30万円以下となり、かつ、その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。なお、残資産確認の基準日は、裁判所へ提出される事務報告書の報告期間末日とする。
- （３） 成年後見人等が、当該成年被後見人等の４親等内の親族でないこと。
- （４） 成年後見人等の報酬について、他の市町村その他の公的機関による助成を受けていないこと。

（報酬助成金の額）

第13条 報酬助成金の額は、報酬付与の審判において家庭裁判所が決定した期間の成年後見人等の報酬額の範囲内とし、次の金額を限度とする。

- （１） 在宅生活者 月額 28,000円
- （２） 施設等入所者 月額 18,000円

２ 報酬付与の審判において家庭裁判所が決定した期間や入所の状況が月の途中で変わる場合は、月の上限額を日割りで算定する。ただし、成年被後見人等が死亡した場合、家庭裁判所が決定した報酬額から成年被後見人等の遺留資産を充当した金額を差し引いた金額に限り、助成上限額内で助成するものとする。

（報酬助成金の申請）

第14条 報酬助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判決定の日から起算して90日以内に、次に掲げる書類を添付して成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- （１） 家庭裁判所が発行する成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- （２） 家庭裁判所に提出した後見等事務報告書の写し

（報酬助成金の交付決定）

第15条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ助成の可否を決定し、成年後見人等報酬費用助成金（支給・不支給）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第16条 審判費用助成金又は報酬助成金（以下「助成金」という。）の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る助成金の交付を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。この場合において、助成金は、特にやむを得ないと認められる場合を除き、成年被後見人等に対し交付するものとする。

(状況報告)

第17条 町長は、報酬助成金の交付に係る成年後見人等に対し、必要に応じて後見等の活動内容について報告させることができる。

2 報酬助成金の交付に係る成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況又は生活状況に変更があった場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第18条 町長は、助成金の交付決定を受けた者について、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその内容を変更することができる。

- (1) 成年被後見人等が、資産状況等の変化により第13条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められるとき。

ア 交付決定に係る申立人、成年被後見人等又は成年後見人等（以下この号において「助成対象者」という。）が佐々町暴力団排除条例（平成24年佐々町条例第15号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 助成対象者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 助成対象者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 助成対象者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (4) その他の事情の変更により特別の必要が生じたとき。

(助成金の返還)

第19条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消したときは、特段の事情が認められる場合を除き、交付済みの助成金のうち当該取消しに係る部分について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。